

入札監理小委員会  
第583回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第583回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年5月20日（水）17：14～19：18

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 事業評価（案）の審議

- 経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）
- 情報通信業基本調査（経済産業省）
- 平常時及び緊急時における石油需給動向等調査（経済産業省）
- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）

### 3. 実施要項の変更（案）の審議

- 能力開発基本調査（厚生労働省）

### 4. 閉会

#### <出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員、  
三輪専門委員

#### 経済産業省

（経済産業省企業活動基本調査）

調査統計グループ企業統計室 沓澤室長  
調査統計グループ企業統計室 赤坂参事官補佐（企画調整担当）  
調査統計グループ企業統計室 武田参事官補佐（企業活動統計担当）

（情報通信業基本調査）

調査統計グループ企業統計室 沓澤室長  
調査統計グループ企業統計室 赤坂参事官補佐（企画調整担当）  
調査統計グループ企業統計室 吉町参事官補佐（情報通信業統計担当）

（平常時及び緊急時における石油需給動向等調査）

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課 横田企画官  
資源エネルギー庁資源・燃料部政策課 北原課長補佐

厚生労働省

(社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査)

政策統括官付参事官付社会統計室 小西室長

政策統括官付参事官付社会統計室 北室長補佐 (代理出席 田中専門官)

(事務局)

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第583回入札監理小委員会を開催します。最初に、経済産業省企業活動基本調査の実施状況について、経済産業省調査統計グループ企業統計室、沓澤室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○沓澤室長 ただいま御紹介いただきました沓澤でございます。本日はよろしくお願いたします。

本日、企業活動基本調査と情報通信業基本調査の実施状況を御報告させていただきますが、両調査に関する御意見等賜りますよう、よろしくお願いたします。

まず初めに、企業活動基本調査の内容の御報告に入る前に、私から全体の話させていただきます。資料A-6を御覧ください。

こちらの資料でございますけれども、「令和4年調査の経済産業省企業活動基本調査及び情報通信業基本調査の整理統合について」というものになっております。

上段のところに書いてございますけれども、公的統計の整備に関する基本計画というのが、平成30年3月6日に閣議決定されております。この中で、経済構造実態調査という統計調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、あとそれ以外にも中小企業実態基本調査ですとか、これらのいわゆる企業に対して調査依頼をかけている統計調査の役割分担ですとか重複是正を検討するということが、この基本計画の中に掲げられております。これを受けまして、現在、関係府省で検討を進めているところでございますけれども、今現在まとまっている方針といたしまして、真ん中の表のところに示してあるのですけれども、表頭が時系列で年次を示しております。表側の部分に関しまして、統計調査の名前が書いてあるのですけれども、下から2つ目と一番下のところが企業活動基本調査と情報通信業基本調査になります。現時点では、平成30年、令和元年度、令和2年度、この3年サイクルで市場化テストを行っている最中でございます。令和4年から、この体制を整理統合いたしまして、経済構造実態調査と企業活動基本調査を一体的に実施するということが、現状ではそれぞれ別の外注契約に基づきまして調査実施しているのですけれども、これを令和4年以降統合すると、なおかつ外注契約は総務省統計局側で行うという形で整理をしております。

併せて、この後御議論いただきます情報通信業基本調査に関しましては、この令和4年度のタイミングで企業活動基本調査に包摂をし、単独としての情報通信業基本調査は、経済産業省調査分としてはもう実施しないという整理に持っていこうという形で、今現在検

討を進めているところでございます。

ここまで全体の話ということでございまして、この状況を踏まえて、個々の企業活動基本調査、情報通信業基本調査の実施報告をさせていただきたいと思っております。それぞれ、まずは企業活動基本調査に関しまして、担当の武田のほうから御説明を引き継がさせていただきます。よろしく願いいたします。

○武田参事官補佐 経済産業省の武田と申します。資料1-1の経済産業省企業活動基本調査の実施状況について説明をさせていただきます。

まず、事業概要ということで、この事業は何かというところなのですが、基本的に(1)で業務内容とありますけれども、経済産業省企業活動基本調査における関係用品の印刷、送付・回収・受付等々と、調査全般に関わる業務を外注業務として整理しております。これにつきましては、お手元の資料の、資料A-2というところに、企業活動基本調査の概要というA4の横の2枚組みのセットの資料があると思いますが、こちらで簡単に説明させていただきます。

調査の目的としては、企業の活動の実態を明らかにすることによって、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした調査として、ここには書いていませんけれども、平成4年から調査を行っております。

調査の概要の中で、調査範囲、こういったところを調査対象としているのか、また調査事項、こういった調査を行っているのかといったところについては、ここに記載のとおりです。ここについては説明を割愛させていただきます。

基本的には、統計調査業務ということで、こういった範囲を外注としているかというのは、おめくりいただきまして、2枚目になります。これは本調査の全体的な流れを示したものでございますが、真ん中下にあります黒い太線、破線で結んだ部分ですけれども、本調査の左下のほうから、印刷、その上の送付と、調査関係用品の送付ですね、こういった調査の最初の部分から、最終的に調査対象のほうから調査票を提出、回収するという業務です。その後、機械審査等々を行い、最終的には集計表を作成すると。最初から最後までを一体的に外注として対象業務として整理してございます。こういったところを行っております。

何かありましたら、また後でお問い合わせいただければと思っておりますけれども、本業務の対象の業務というのは、こういったものをしているということで説明させていただきました。

資料1-1のほうに戻りまして、簡単に1ページ目の1.の(2)の契約期間ということで、この事業につきましては、市場化テストの新プロセスの2期目ということで、平成20年から通算で数えると5期目ということになります。

今期の受託事業者は、株式会社インテージです。今回、この実施状況報告につきましては、今期の30年4月から本年、令和2年3月までの2年間分の事業について実施状況を取りまとめたものとなっております。

1ページ目の下の2番、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価、これにつきましては、ページをめくっていただきまして、2ページ目から3ページ目にかけて大きく4つ評価をしております。

まず1点目が、2ページ目の頭になりますけれども、本事業の実施に当たって、工程ごとに民間事業者が策定し、あらかじめ経済産業省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。これにつきましては、ここに記載のとおり、調査計画に示された計画どおりに公表、そういった調整を行った上で公表を行っておりますということです。

2点目の照会対応業務、これについては、調査対象から問合せ等の照会があった場合に、当方で貸与しております照会対応事例集をベースに対応すると。これにつきましては、民間事業者においては調査の概要や調査内容の問合せなどの研修をまず行ってございまして、その上で、実際調査実施期間中における問合せについて対応してございまして、その日々の問合せについても、その状況について経済産業省に報告を行うような仕組みとして実施してございます。これについては、基本的に当方のほうでは研修時の立会いや報告の内容確認、民間事業者への訪問等によりきちんとされていることを確認してございます。

3点目が、調査票の回収についてです。こちらについては、実施要項上で最終的な回収率は83.9%をめどに行うということで指定してございます。こちらにつきましては、回収率につきましては基本的に調査対象に対して必要な対象企業に対し到着確認電話を実施したり、提出期限ございますけれども、それが過ぎて未提出だった企業に対しては電話督促、また文書督促等を行って回収の向上に努めてございます。

さらに、それとは別に、売上げや従業者規模の大きい企業、これは重点企業として、こちらについても重点的に督促を行い、原則提出依頼を行っていると。こちらにつきましては、平成30年調査については最終的に84.5%、令和元年調査については83.6%と、令和元年調査につきましては0.3%ほど、ちょっと下回る結果となっておりますけれども

ども、ほぼ目標に近い水準であったと評価しております。

令和元年調査、若干回収率が低下しておりますが、こちらにつきましては、昨年のことなのですけれども、台風19号による影響で災害救助法というのが、地域が適用されているのですけれども、こちらに対しては、督促等を行わない、停止をするというような措置を取ったためと考えております。

参考までに、3ページ目ですけれども、上段に2年間分の回収状況の推移を載せております。また、②で回収率、先ほど口頭で、文書でも書いてありますけれども、このような状況であったという表として整理しております。

最後に、4点目の審査済個票データを経済産業省が持つ「最終個票エラーチェック」によって検証する。全てのエラーについて再度審査を行うと。これにつきましては、個票審査については、まず民間事業者が独自に構築している統計調査審査支援システムというものを用いまして、疑義照会・修正を行っております。この行った審査済みの個票データを経済産業省が貸与したSTATSシステムという、これは経済産業省で保有しているものでございますけれども、こちらに反映させた上で、民間事業者、当方、両方で最終個票エラーチェックによりエラー状況を検証しております。

これらの検証結果を踏まえて、要修正、必要な修正があれば、4ページ目にまいりますけれども、民間事業者のほうにおいてさらに個票審査のほうに立ち戻って修正を行うということで、効率よく行ったというところでございます。このような評価を行っております。

大きく3点目、実施経費の状況についてです。こちらにつきましては、表にありますとおり、今期、新プロセス2期目における経費は1億1,770万円で、市場化に入る前の国が行っていた頃の経費と比較すると1,901万9,000円、マイナス13.9%削減したということで、経費削減となっているということでございます。

時間が少ないので、4.の民間事業者の改善提案については、不断の見直しをここに記載のとおり行っているということと、5.の競争性改善のための取組については、これとは別に資料2-2の自己チェック資料のところに、こういった取組を行ってきたのかというところを記載しておりますが、時間の関係で、ここについては省略させていただきます。

5ページ目の6.外部有識者からのコメント、これにつきましても、このような意見を頂いたというところをここには羅列しておりますけれども、基本的に本事業における質の確保、各業務において確保すべき水準、改善提案に関する実施状況等については、概ね高評価を頂いていると判断しております。

今回、総合的な評価としては、5 ページの真ん中から始まる 7. 全体的な評価というところで整理させていただきました。

まず、包括的な質の確保についてですけれども、こちらについては、調査実施期間中、受託事業者においては法令違反等もありませんでした。事業内容についてもきめ細かく効率よく円滑に業務を実施しており、調査計画に示された計画どおりに公表を行えたことから、ここについては評価しております。

2 点目の各業務において確保すべき水準、こちらについても、先ほどの 1 から 4 までお話ししたとおり、基本的には定例打合せや報告書等から確実に実施されていると評価しております。

こちらにつきましては、先ほども言いましたように、市場化テストによる事業は 5 回行っておりまして、基本的には実施事業者の適切な選定方法の確立であるとか業務の品質の確保・維持等、現時点で考えられる改善策が概ね実施されていると考えております。

先ほど、ここにも記載しておりますけれども、令和元年調査における回収率が 0.3%、わずかに届かなかったというところについては、これにつきましては自然災害等による影響があったというところから、こちらについてはやむを得ないと判断しております。ただし、照会業務や審査業務については、きめ細かく効率よく対応していることについて評価しております。

3 点目の民間事業者からの改善提案に関する実施状況、こちらにつきましては、4 ページ目にかけて記載しておりますけれども、各業務において確保すべき水準は十分に満たされている。また、本事業の遂行上の課題等について、民間事業者において自主的に意見交換や改善提案等が実施されており、業務効率化が図られたと評価しております。

最後、8 番目の今後の方針です。こちらについて、まず冒頭で今期の事業についてどうであったかというところについて、①から⑤まで整理しております。繰り返しになってしまいますけれども、1 番から 5 番の中で、③の民間競争入札の結果というところについては、前期、今期と 2 期連続で一者応札であったというところから、競争性に課題があるというところは認識しておりますが、それ以外の①、②、④、⑤、ここに記載したところについては、基本的に良好な結果として行っているというふうに考えております。

これらのことから、本事業については、事業は良好ではあったのですが、競争性の確保というところで課題があるので、経済産業省としても調達改善を図るべく、競争性改善に向けた取組を、今後も実施する必要があると考えます。しかしながらというところ

で、冒頭、室長の沓澤のほうから御説明したとおり、本調査は、繰り返しのようになってしまいますけれども、公的統計の整備に関する基本計画において他調査との役割分担、重複是正等が求められておりまして、令和4年調査から、企業を対象とする調査と同時一体的に実施する予定としておりまして、この関係から、本事業については令和3年調査を単年契約、令和4年以降は総務省において本事業を含んだ契約として実施する予定としております。

こういったことから、本事業につきましても、競争性に課題が認められているものではございますけれども、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のⅢ.4に基づいて総合的に判断し、現在行っております業務をもって市場化テストを終了することとしたいと考えております。

説明は以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 経済産業省企業活動調査に関する事業評価（案）につきまして御説明させていただきます。

資料A-1を御覧ください。事業の概要等につきましては、先ほど実施省庁から説明がありましたので割愛させていただきます。

評価につきましては、結論から申し上げますと、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。以下、その理由を申し上げます。

2ページ目を御覧ください。対象公共サービスの実施内容の評価につきましては、回収率の目標につき83.9%をめどとすることとなっており、平成30年度は84.5%と目標を達成し、令和元年度は83.6%とほぼ目標を達成しています。

実施経費につきましては、従前経費と比較して14%減少しており、一定の効果があつたものと評価いたします。

競争性の改善の取組につきましては、契約期間を1年から3年間に延長し、調査関係業界団体への入札公告のホームページ掲載など、新規事業者の参入を促してきたところです。

新プロセス移行後の状況ですが、本調査は、先ほどもございましたとおり第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画において、企業を対象とする他調査との役割分担、重複是正が求められており、その対応として、経済構造実態調査を中心とし、令和4年度から企業を対象とする調査と同時一体的に実施し、総務省において一括契約する予定となってい

ます。本調査については、令和3年度は経済産業省が単年度契約で実施し、令和4年度以降は、総務省において、本事業を含んだ契約として実施する予定となっております。

これらの点を考慮しますと、令和3年度のみ単年度事業について、新規事業者が参入してくる可能性は限りなく低いと想定されます。そのため、市場化テストにおいて経済産業省が改善策を講じて競争性を確保することは極めて困難な状況であると考えます。

評価のまとめですが、業務実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましても、平成30年度調査は全て目標を達成しており、適切に実施していると評価いたします。

また、民間事業者の改善提案につきましても、電話督促によるトークスプリクトの見直しなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質に貢献したものと評価いたします。

他方、令和元年度調査の回収率につきましても83.6%とほぼ目標を達成したものの、0.3%満たせていませんでした。この主な要因は、令和元年10月の台風19号による災害救助法適用地域に所在する未提出企業に対し、約3週間にわたって督促等ができなかったとの事情があったためであり、やむを得ないところがあったと考えます。

実施経費につきましても、約14%の削減効果が認められ、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方が達成されたものと評価いたします。

一方、新プロセス移行後は一者応札が継続しており、競争性に課題が認められます。この点、先ほど申し上げました競争性の改善のための取組を実施し、新プロセス以後は市場化テスト終了基準を満たしたものの、令和4年度から経済構造実態調査等と同時一体的に実施し、総務省において本事業を含んだ契約として実施することから、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないものと考えます。

以上から、本事業について市場化テスト終了プロセス及び新プロセスに関する指針Ⅲ.4の基準に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了するのが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、経済産業省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性を図っていくことを求めたいと思

ます。

さらに、経済産業省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法について、見直しを含めた不断の検討を要請したいと思います。

以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○川澤専門委員 川澤です。よろしくお願いします。

○尾花主査 川澤委員、御発言ください。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料の1-1の6ページの、最後から2つ目のパラグラフのところで、「本事業については、令和3年調査は単年度契約で実施をし」というふうに書いていただいていると思います。それについては承知いたしましたが、一方で、単年度契約でこの事業自体は最終年度になるかと思しますので、これまで一者応札が継続していたことを考えると、非常に高値入札が想定されるのではないかというふうに思うのですが、それはその対応策として、例えば随意契約で価格交渉をするなど、何か御想定はございますか。

○沓澤室長 ただいまの件でございますけれども、当方としても単年度契約に移行することによりましてコストがどうなるのかに関しまして、非常に懸念を持っておるのは事実でございます。

経済産業省の会計課等にもいろいろ相談しておりまして、例えば随意契約の可能性ですとか、もう1つは現行3年契約の契約延長みたいなこと、これは多分ハードルが高くて無理だと思いましたがけれども、そういうようなことの可能性等を含めて、会計課と相談をしているところでございます。

ただ、現時点で、会計課のニュアンスとしては、やはり通常の単年度における契約を淡々と結ぶというのが一番現実的ではないかということコメントいただいているところでございます。

当方といたしましても、市場化テストから外れるということは、市場化テストとは違う書き方をすることも可能になるかと思えます。単年に限定するというでもありますので、

なるべくこちらから要望する事項を明確にして、新たな提案等を省いた形という形でコストを抑えるという工夫を続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○尾花主査 ほかに御質問はございませんか。生島委員、お願いします。

○生島専門委員 すいません、1点質問なのですけれども、こちらの目標の数値が、改善率の目標の数値が83.9%ということだったのですけれども、これは、もともとどうして0.9%という数字になっていたのかなというのがよく分からなくて。84%ではいけなかったのか、83%ではいけなかったのかというところで、どういうふうに目標の数値が算出されたのか教えていただけますか。

○武田参事官補佐 経済産業省、武田です。今回の実施要項で提示した回収率というのは83.9%でして、ここにも説明ありますけれども、2ページ目の中段ですね、説明は省略させていただいてしまったのですが、平成18年から28年までの11年間分の平均の回収率が83.9%と、機械的に算出したものでございます。

今回、5期目ということですが、4期目はどうだったかという、直近の3年分を除いた平均でもって、今ちょっと手元にすぐ数字は出ないのですけれども、出した平均回収率を、今回、この契約ごとに求める回収率として整理しております。

○生島専門委員 分かりました。過去の平均を目標にされているということで、特にこれだけ回収したいというよりは、過去と同水準を目標というのが御省の御都合ということで。

○沓澤室長 そのとおりでございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 2点だけ教えてください。

1点目ですが、6ページの今後の方針の真ん中ぐらいのところなのですが、「発注者である経済産業省としても、調達改善を図るべく、競争性改善に向けた取組を今後も実施する必要がある」と結論づけておられ、具体的に何を想定されているのでしょうかということと、2点目は、3ページのところで、個票調査については、まず、民間事業者が独自に構築した「統計調査審査支援システム」を使って審査し、さらにSTATSシステムに反映させた上でという記載があるのですが、業務の実施方法として、民間事業者が独自に構築したこのシステム、構築することが実施事業の内容になっているのか、なっていないのかというところですか。実施要項まで拝見していないので、その実施状況の報告からは読めなかったのですが、もし単年度でやる場合に、必ずしも構築する必要がなく、STATSだけ使

えばいいのだということであって、それが実施要項上明確になっていないようであれば明確にさせていただくといいかないというふうに感じました。2点目は印象です。

○沓澤室長 1点目の部分でございますけれども、まさしく2点目の部分と関連するところかなと思っておりまして、現在、この一者応札が続いている状況の多分一番の原因は、現在、外注先であるインテージが独自に開発したシステムがアドバンテージになっているのだと思っております。

他社は、このインテージが開発している、資産として存在しているインテージの自社システムに匹敵するものを新たに開発しないと同じ土俵に立てないということが起こっているために、他社が、この外注契約自体がそれほどおいしくないみたいな状況もあると伝え聞いております。そこまで踏み込むことはできない理由が、まさしくその点だと考えております。

今回、残り、令和3年度単年契約になるに当たっては、ここの部分に関しましての考え方は非常に難しいのですけれども、逆に、本音を申し上げますと、残り1年もインテージに随意契約みたいな形でお願いすることが可能であれば、既存のインテージの独自システムを使いつつ、従来と同様の精度を求めることが可能だと思っているところです。今御指摘があったように、令和3年に関してはS T A T Sだけで処理をするような仕様に変えるということになるとすると、本当に令和3年の審査が、それで精度が保てるかどうかというところ等の考慮をしなければいけないという天秤の状態になってしまうのではないかと思っております。

今現在、必ずS T A T Sだけで通す仕様にするかどうかということは、お答えできない状況です。これから検討させていただきたいとは思っているのですけれども、少なくとも、この6ページの中段に書いてあるようなことというのは、この柔軟性を若干狭める形になるかもしれませんが、仕様書の中で実際行う業務等を明確にすることによって競争を促すということを想定した書きぶりでございます。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

○尾花主査

それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(経済産業省①退室)

(経済産業省②入室)

○尾花主査 それでは、情報通信業基本調査の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

実施状況について、経済産業省調査統計グループ企業統計室、吉町課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○吉町参事官補佐 経済産業省の吉町でございます。それでは、情報通信業基本調査（経済産業省実施分）の実施状況について、簡単に御説明をさせていただきます。

今回の事業は市場化テストの1回目ということでございまして、平成30年度から令和元年度の3か年の調査事業について実施をしているところでございます。

まず、業務内容でございますけれども、資料B-2の「情報通信業基本調査について」と、「民間開放の外注範囲の業務内容」を取りまとめてございますので、こちらのほうで簡単に御説明をさせていただきます。

情報通信業基本調査の創設でございますが、日本標準産業分類「大分類G 情報通信業」を営む企業における事業活動の内容等の企業活動の実態を把握して各種行政施策の基礎資料を得るということを目的に実施をしております。この創設は、平成22年から実施をしております、経済産業省と総務省の共管調査でございます。それぞれが契約をして、それぞれの民間事業者を通して実施をしております、調査の公表等については総務省と連携を図りながら実施をしているところでございます。

まず、私ども経済産業省の所管分について実施をしているわけでございますけれども、情報通信業基本調査全体で調査票が6種類ございます。まず、調査票①は、調査票②から⑥の業種を横断的に把握するための共通調査事項でございます。それから、調査票②から⑥については、業種実態をより詳細に把握するための各業種の固有調査事項でございます。経済産業省実施分としましては、調査票④インターネット附随サービス業、これは経済産業省と総務省の両省共管で実施しています。それから、調査票⑤情報サービス業、調査票⑥映像・音声・文字情報制作業が経済産業省の所管分でございます、共管も含めて調査票④、⑤、⑥の3業種について実施しております。

先ほど御説明したとおり、調査票①というのは業種横断的な調査でございますので、全

での調査対象事業者に配布をして回答いただくということになっておりまして、経済産業省実施分調査としては、調査票①、④、⑤、⑥の調査票を扱ってございます。

それから、言い忘れかもしれませんが、この調査、一般統計調査でございまして、調査対象企業に対して義務はございません。そういう意味で、基幹統計と比べまして回収率が低い状況ではございます。

それから、調査対象数でございましてけれども、全体で1万企業、そのうち経済産業省所管分では8,000企業でございまして。

また、回収率でございましてけれども、目標回収率として実施要項でも定めておりますが、60%以上を目標として回収をしてございます。

調査期日については、3月31日時点、調査期間については6月16日から8月15日ということでございます。

それから、次のページ②でございましてけれども、各調査票の対象数としましては、調査票④インターネット附随サービス業が全体で1,300企業、これは両省共管でやってございますけれども、そのうち経済産業省所管分については900企業、調査票⑤情報サービス業については、5,800企業、調査票⑥映像・音声・文字情報制作業が1,600企業でございまして。

調査の枠組みとして簡単にまとめてございましてけれども、総務省実施分と経済産業省実施分、それから両省の共管分がありますが、調査票④インターネット附随サービス業は両省共管、それから経済産業省実施分としては、調査票⑤情報サービス業、調査票⑥映像・音声・文字情報制作業でございまして。先ほど申しましたように全業種共通調査事項調査票として調査票①を調査対象にお配りをして調査を実施してございます。

以上が、簡単にこの情報通信業基本調査の仕組み、調査の枠組みでございまして。

それから、別紙2になりますが、外注範囲と業務内容をお示ししてございまして、調査対象の抽出、調査票の原稿作成までは、経済産業省で作成をいたします。それ以降、調査関係用品の印刷・送付、調査対象に対する照会・督促、回収後の審査・集計業務までを民間開放の対象業務として民間事業者が実施しております。集計結果以降は、経済産業省で統計表の作成、分析をして結果公表に至るとというのが一連の流れでございまして。

以上、簡単でございましてけれども、情報通信業基本調査の説明と業務内容について御説明をさせていただきました。

それでは、資料2-1に戻りまして、契約期間でございましてけれども、先ほど申しまし

たように、平成30年4月から令和3年3月までの3年間ということで、平成30年調査、令和元年調査、令和2年調査の3か年の調査事業でございます。

実施状況の取りまとめにつきましては、平成30年調査と令和元年調査の2か年について取りまとめをさせていただいております。

それから、受託事業者でございますけれども、株式会社インテージリサーチが請け負っております。

それでは、ポイントのみ説明をさせていただきます。まず、6ページでございますけれども、中段辺りに調査結果の公表ということで、平成30年調査結果の公表、それから令和元年調査結果の公表ということで、それぞれ3月26日に公表しております、調査計画どおり実施をしているところでございます。

ページが戻りますけれども、4ページ目でございますが、目標回収率60%以上ということで、これは業務に当たり確保されるべき質として設定している回収率でございます。平成30年調査が63.8%、令和元年調査が61.5%の回収率と、両年調査とも目標設定を上回る回収実績となっております。

なお、令和元年調査が平成30年調査に比べて若干回収率が下がっておりますけれども、これは、調査対象を選定するに当たって、母集団情報である事業所企業データベースから調査対象を毎年選定してございます。令和元年調査につきましては、その母集団情報から調査対象選定をした結果、小規模企業の対象補足を行う結果となったということと、令和元年には経済構造実態調査という産業横断的な大規模な調査と調査時期が重なりまして、例年になく企業負担の増大したこと、自然災害（大雨、台風等）の災害の影響から若干平成30年調査に比べて回収率が下がっているという状況かと思われまます。いずれにしましても、両年調査とも目標回収率60%を達成している状況でございます。

それからもう1つ、経費面でございますけれども、6ページでございますが、市場化テスト前、平成29年調査の実施経費と、平成30年・令和元年調査の比較をしてございます。平成30年・令和元年調査の実施経費は6,300万円で、市場化テスト前の平成29年調査に比べて50万円の微増になってございます。しかしながら、1調査対象当たりでは、市場化テスト前の平成29年調査9,087円に対して、平成30年調査は9,061円、令和元年調査は8,187円でありまして、2年間の平均では8,602円ということで、市場化テスト前に比べて1調査対象当たり485円の節減（増減率ではマイナス5.3%）と実質的には民間事業者の自助努力により経費節減が図られていると評価をしてい

るところでございます。

それから、一者応札がずっと続いてきている状況でございますけれども、7ページの、5.になりますけれども、競争性改善のための取組ということで、一者応札が続いてきている状況に鑑みまして、市場化テスト前から一者応札対策を講じて参りました。

具体的には、資格要件をBランクに繰下げたりとか、入札公告の周知、評価項目基準の見直しなど、そういう努力をしてきたわけでございます。しかしながら、その結果、一者応札が続いている背景がありまして、今回、初めて複数年契約を市場化テストの下で実施をさせていただいたという経緯がございます。

8ページ目になりますけれども、全体的な評価ですが、繰り返しになりますけれども、業務に当たり確保されるべき質として設定した目標回収率60%以上は、両年とも達成をされている状況です。また、経費面につきましても、実施経費全体では微増になっておりますけれども、1調査対象あたりでは節減されており、一定の評価をしているところでございます。

最後に、9ページ目の今後の方針でございますけれども、本事業につきましては、市場化テストの複数年契約も含めまして、今日まで10回の事業を実施しておりますが、競争性及び質の向上の観点からは最大限の改善を図りつつ、質の担保及び経費節減が図られていると評価をしているところでございます。なお、市場化テストで実施した結果、一者応札が続いている点につきましては、課題が残るということは、重々承知をしているところでございます。

しかしながら、本調査につきましては、令和3年調査をもって調査を中止する方向で、現在、関係省庁と調整をしているわけでございます。このような中、令和3年調査は単年契約で実施せざるを得ない状況下にありまして、一者応札の状況は変わらないという可能性が非常に強いのではないかとというふうに考えているところでございます。

このような状況を踏まえ総合的に判断をした結果、令和2年調査の実施をもちまして市場化テストを終了して、令和3年調査を単年調査として実施をさせていただきたいというのが私どもの考え方でございます。なお、市場化テストを終了して単年調査で実施をする場合におきましても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされたサービスの質等を踏まえて、サービスの質・維持向上及びコスト削減を引き続き図る努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 情報通信業基本調査、経済産業省実施分に関する事業評価（案）につきまして御説明させていただきます。

資料B-1を御覧ください。事業の概要等につきましては、先ほど実施省庁から説明がありましたので割愛させていただきます。

評価につきましては、結論から申し上げますと、終了プロセスに移行するのが適切であると考えます。以下、その理由を申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

対象公共サービスの実施内容の評価につきましては、目標回収率6割以上を目途とすることになっており、平成30年度及び令和元年度について目標を達成し、適切に実施されています。

実施経費につきましては、従前経費と比較して1%増加していますが、調査対象企業数が増加しているなどの要因もあり、1調査対象当たりで比較すると5%の削減であり、一定の効果があったものと評価いたします。

競争性の改善の取組につきましては、積極的に情報開示をするとともに、調査関係業界団体への入札公告のホームページ掲載など、新規事業者の参入を促してきたところです。

他方、本調査は、先ほどと同様、第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画において企業を対象とする他調査との役割分担、重複是正が求められており、その対応として、令和4年度から経済産業省企業活動調査に包摂し、本調査としては、令和3年度をもって中止することで関係省庁と調整しているとのことです。

これらの点を考慮しますと、令和3年度のみ単年度事業について新規事業者が参入してくる可能性は限りなく低いと想定されます。

そのため、市場化テストにおいて経済産業省が改善策を講じて競争性を確保するのは困難な状況にあると考えます。

評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、平成30年度調査及び令和元年度、全て目標を達成しており、適切に実施していると評価いたします。また、民間事業者の改善提案につきましても、回収率向上

の一環として調査関係書類の到着確認などを行うなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質に貢献したものと評価いたします。

実施経費につきましては、調査対象企業数が増加しているなどの要因もあり、一調査対象あたりでは、比較すると5%の削減であり、一定の効果があつたものと評価いたします。

一方、一者応札が継続しており、競争性に課題が認められます。この点、競争性の改善のための取組を実施したものの、令和4年度から経済産業省企業活動調査に包摂し、本調査としては令和3年度をもって中止することで関係省庁と調整しているとのことから、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善は見込めないものと考えます。

以上から、本事業については市場化テスト終了プロセス及び新プロセス適用に関する指針Ⅱ.1.(2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了するのが適当であると考えます。

市場化テストの終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、経済産業省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性を図っていくことを求めたいと思います。

さらに、経済産業省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請したいと思います。

以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は発言願います。辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。よろしいでしょうか。

○尾花主査 辻委員、御発言ください。

○辻専門委員 ありがとうございます。資料2-1でございます。資料2-1の4ページ目でございます。経済産業省にお伺いしたいと思います。

4ページ目の③の3つ目のパラグラフでございます。「なお」で書いてあるパラグラフで

すね。こちら、拝見しますと、データベースからの調査対象選定において、非協力企業が多い小規模企業の対象補足を行う結果となったと書いてございます。これというのは、いわゆる無作為で抽出した結果、意図せず小規模企業が多く捕捉されたという趣旨なのか、それとも、この限度から、改めて小規模企業を意図的に対象として補足なされたのか、この辺り、いかがでしょうか。

○沓澤室長 御回答いたします。

情報通信業基本調査が母集団として使っております、総務省で作成しております事業所母集団データベースでございますけれども、総務省の大規模調査が実施されるたびに、新たに補足した事業所を追加していきます。逆に、廃業したものは外していくという仕組みになっております。

この情報通信業基本調査に関しましては、抽出とかそういうことではなく、対象の可能性のある企業を、その都度最新のデータベースから抽出をすることになるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、この事業所母集団データベースに追加された、新たに補足した企業は小規模企業が多く、よって、その小規模企業を、この情報通信業基本調査の名簿情報として組み込んだことになり、結果、提出率が低いところの割合が高くなってしまったという流れになっております。

以上でございます。

○辻専門委員 分かりました、ありがとうございます。

○川澤専門委員 川澤です。

○尾花主査 川澤委員、御発言ください。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料を拝見しまして、この調査についてはインテージリサーチが受注をされていらっしゃると思うのですが、ページ番号資料2-1の5ページ目の(5)の①の審査ツールの作成の部分で、民間事業者が独自に審査するためのツールの作成を行ったとあるのですが、これは、先ほどの事業の株式会社インテージ、グループ会社ですけれども、インテージが作成したツールとまた違うツールをインテージリサーチが作成しているということなのか、事実確認だけさせていただきますでしょうか。

○吉町参事官補佐 経済産業省の吉町でございます。

このツール作成につきましては、情報通信業基本調査用にツールを作成させておりまして、先ほどの企業活動基本調査とは別のツールでございます。

なお、企業活動基本調査と違いますのは、経済産業省のSTATSで実施をしているものではなくて、全て民間事業者審査～集計業務までの業務をさせていますので、ツール作成を必須としております。

○川澤専門委員 分かりました。先ほどの事業でも、実施要項でどこをどういうふうツール作成について求めるかというお話があったと思うのですが、やはりツール作成を求めると効率化が進む反面、一者応札が継続しがちだということは、この2つの事業を見ている感想として持っておりますので、そこはその部分に競争性を維持しつつ効率化を図るかというのは、今後の事業が統合された後の、令和4年度以降についてもぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○尾花主査 実施要項をきちんと読めば分かることかもしれないのですが、本件については、事務局として物理的なスペースを割かなければならないという特別な要請のある事業でしょうか。

○吉町参事官補佐 では、私のほうから説明いたしますけれども、統計法上、この調査実施に関わる全ての者に守秘義務が課せられておりますので、他の調査と混同した中での業務というのはできませんので、実施要項の中で事務局を設置して業務に当たることを求めています。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

(経済産業省②退室)

(経済産業省③入室)

○尾花主査 続きまして、平常時及び緊急時における石油需給動向等調査の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

最初に、実施状況について、資源エネルギー庁資源燃料部政策課、横田企画官より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○横田企画官 初めまして、資源エネルギー庁資源燃料部政策課の横田と申します。よろ

しくお願いいたします。

それでは、お時間いただきまして、10分程度で資料3に基づいて御説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

表題、平常時及び緊急時における石油需給動向等調査ということで、実施状況の報告ということでございます。

1ページのIでございませけれども、事業の概要等というふうになってございます。私ども、いわゆる石油統計というふうに全体で呼んでおりますけれども、3つの統計調査をやっているということでございます。真ん中辺の事業の目的というところの下のほうを見ていただきたいのですけれども、石油製品需給動態統計調査というものと、これは統計法に基づく基幹統計でございまして、それと石油輸入調査、この2つが月次の調査です。月に1回調査を公表しているというものでございまして、3つ目の石油設備調査、これを2年に1回やっていると、そういう仕組みになってございます。

この3つの調査について、ちょっと資料戻っていただきまして、真ん中からちょっと上の事業概要というところでございますけれども、実査準備ということですか、調査関係の用品の送付、督促、照会対応、審査集計等々をやっているということでございます。それを委託していると。委託先は、サーベイリサーチセンターという会社でございまして、ここは、売上げ70億円ちょっと程度の会社でございまして、世論調査ですかマーケティングリサーチとかを専門にしている会社でございます。4年間かけてやってきたということで、今年がその4年目に当たります。

入札の状況は、真ん中辺に書いてございませけれども、3者応札でございまして、予定価格内が2者ということでございます。

市場化テスト、実は2回目でございます、平成25年度からお願いをしているということでございます。

評価、1ページの下の方、IIでございませけれども、実際の評価でございますが、まず質でございますけれども、これは統計でございますので、まずは最も重視しているのは回答率でございます。それが平成29年度の実施状況ということで1枚めくっていただきまして、2ページでございます。この石油製品需給動態統計調査と石油輸入調査、これは月次でございますので、それを1か月に1回収をして、適切な時期に回収しつつ督促を行って、目視チェック、1個1個の調査票をチェックして、システムを使ってバランスチェックをしていくと。それをまとめて、速報値、または確報を出していくという作業をき

ちゃんとやっていただいているということです。

有効回答率100%をずっと維持していただいています、2つの月次調査については100%を維持しているということになってございます。

石油設備調査、この3つ目の2年に1回やっているものについては、次の3ページの下の方を見ていただきたいのですが、石油設備調査の実施では平成30年度、これが実施をする年に当たっております。2年に1回ですので、昨年度はやっておりません。今年度はやるというような形になってございます。それについて、提出期限、これは5月の末日で回収をして、有効回答率は94.3%ということで、これは目標が95%なのですが、それに近い数字というか、ほぼ達成しているというふうに評価しております。

1枚めくっていただきまして、5ページを見ていただきたいのですが、これが石油設備調査の実際の回収率がどういうふうに計算されたかというものでございます。調査票が到達したものをカウントしたものが192、これが対象の企業の数でございます。それで、回答をいただいたものが181ということで94%というふうに計算しているということです。

資料飛んでいただきまして7ページでございますけれども、この評価につきまして、回収率が2つの調査については100%を維持しております、これは前の業者から引き継ぐときというのは結構難しいのですが、それも比較的順調にいったようございまして、システムトラブルとかもあったようございまして、予定どおり100%を維持しているということで評価しております。

設備調査は、先ほど申し上げましたように94%であったということです。

(2)の7ページの真ん中辺でございますけれども、2つ目の指標というか、我々重視しているものは正確性でございます。これは統計でございますので、間違いがあつてはいけないということで、そういったチェック機能も果たしていただいているということでございます。これも非常に適切にやっていただいているというふうに思っております、少しページ飛んでいただきますけれども、10ページの下でございます。個票を集めると、その正確性を確認したり、これは疑義照会と呼びますけれども、そういったことをやっております。いわゆる苦情とか、そういったものは基本的にないため、きちんとやっているというふうに評価をしております。

あと、統計でございますので、スケジュールどおりにやるということが非常に重要なのですが、これは(3)でございまして、スケジュールが遅れたと、比較事業者のミ

スによって遅れたということはありません。基本的に、遅れたことは、この3年間ではないというふうに理解をしております。

それと、11ページの真ん中辺の(4)でございます。民間事業者から改善の提案をいただいて、それを実施したということがございます。これは調査票を1社1社配りますので、そこにあらかじめ分かることについてはプレプリントという形で、実際に名前とか住所とか、そういったものはあらかじめ印刷をして、業者の負担を減らすなど工夫をしております。また、調査票をカラフルにして間違いが起りにくいようにするというようなことをやったということで、それもよかったかなというふうに思います。

12ページでございますけれども、2の経費の問題でございます。これは、従前の経費、これは一般財団法人がやっておりましたけれども、それでやっていたときには、大体9,000万円ちょっとということなのですけれども、年間に直しますと、これは4年契約で一度にサーベイリサーチセンターと契約していますので、1年間に直すと大体4,000万円ちょっとということで、概ね半分ぐらいになっているということでございます。

それで、4、有識者からこの結果を評価していただきましてアドバイスを頂いたということでございます。それが4の有識者から評価ということでございます。経費は削減されておりますので、その点は御評価いただいたのですけれども、回収率についても、ほかの統計に比べれば95%というのは比較的高いものですから、目標を達成しているというふうに概ね評価をいただいております。

ただし、サーベイリサーチセンターは、石油とか天然ガスとか、そういったものについてはあまり知識がないものですから、そこは政府と、この統計がどういうふうになっているかという中身をもう少し理解してコミュニケーション取れたほうがもっといいのではないかと御指摘は頂戴いたしました。

回収率については、これはサンプル調査ではなくて全数調査でございますので、やはり100%を目指してしっかりやっていくように、というようなアドバイスがあった次第でございます。

最後、5の今後の方針ということでございますが、(1)の12ページの一番下でございます。市場化テストの終了基準を基に、私ども自身で理解しておるところでは、①でございますけれども、いわゆる業務改善指示ですとか法令違反とかというのはなかったというふうに思っていますし、13ページで上のほう、②でございますけれども、経産省の中に評価委員会もございますので、そこは経済産業省の中で外部有識者に評価していただく

いうこととございます。③でございますけれども、入札は競争性が確保されておりまして、2者が予定価格内で競争をしていました。応札は3者でございます。④は回収率、何度も申し上げましたとおり、100%で月次はやっておりますし、隔年は95%ということとございます。経費の削減は大体半分ということとございます。

唯一、この④の公共サービスの質ということで、石油設備調査の回収率が、厳密に言えば95%を達成しておりません。94.3%でした。これは、全体の調査対象企業の数が大體200でございますので、あと2者から回答を頂戴できれば達成できていたのですけれども、回答を拒否されている企業も幾つかございますし、なかなか難しかったという面がございます。

あと、外生的な理由でございますけれども、督促の時期に当たりました平成30年6月の下旬から7月上旬に西日本豪雨がありまして、実は私どもも、普段統計を担当しているわけでございますけれども、災害があったら、別の業務もするということがございまして、例えば、今、コロナウイルス対策で、一部職員も不在にしていたりするのでございますけれども、なかなか企業を個別に訪問したりとか、そういったフォローアップがエネ庁のほうでは少し不十分だったかなという反省がございます。その点、改善いたしまして、次からはしっかりやっていきたいということとございます。

全体の石油設備調査の調査項目も、少し簡略化できないかなというふうに、今、検討しておりまして、総務省とも御相談を始めているというようなところでございます。

簡単ですけど、以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 平常時及び緊急時における石油需給動向等調査に関する事業評価（案）について御説明させていただきます。

資料C-1を御覧ください。

事業の概要等につきましては、先ほど実施省庁から御説明がありましたので割愛させていただきます。

評価につきまして、結論から申し上げますと、終了プロセスに移行することが適切であると考えます。以下、その理由を申し上げます。

2ページ目を御覧ください。対象公共サービスの実施内容の評価につきましては、回収

率の目標につき、石油製品需給動態調査と石油輸入調査は100%、石油設備調査は95%となっており、石油製品需給動態統計と石油輸入調査は平成29年度から平成31年度で100%を達成しており、適切に実施されたと評価いたします。

また、石油設備調査につきましては、94%と目標をほぼ達成しており、適切に実施されています。

実施経費につきましては、従前経費と比較して約54%削減されており、効果があったものと評価いたします。

選定の際の課題であった競争性の確保につきましては、従来から一者応札が続いていましたが、今回、複数応札となりました。

評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査については平成29年度から31年度の3年間とも全て目標を達成しており、適切に実施していると評価いたします。

また、民間事業者の改善提案につきましても、調査票の記入要領の明確化、充実化を図るなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質に貢献したものと評価いたします。

他方、石油設備調査の回収率につきましては、94%とほぼ目標を達成したものの、1%満たしていませんでした。この主な要因は、平成30年7月の西日本豪雨により災害対策に資源エネルギー庁の職員を集中配置するとともに、災害対策を最優先で対応する必要が生じ、また調査対象企業も燃料供給に集中せざるを得なくなり、さらなる督促をしきれない部分を残したとの事情があったため、やむを得ないところがあったと考えます。

実施経費につきましては、約54%程度の削減のように効果があったものと評価し、公共サービスの質の維持向上、経費の削減双方が達成されたものと評価いたします。

また、複数応札となっており、競争性も確保されています。

以上から、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ.1(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了するのが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、経済産業省が自ら公共サー

ビスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくことを求めたいと考えております。

以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○三輪専門委員 よろしいですか。

○尾花主査 三輪委員、御発言ください。

○三輪専門委員 三輪と申します。先ほど、調査のデータの質に関しての発言がありましたので、その点に関しては少し確認をさせていただきます。

1つは、この民間事業者が受託して行ったことに関して、回収率に関してのことから十分だったといったふうなことが述べられていましたが、他方で、有識者間の評価のほうでは、この石油関係のビジネスに精通しているほうがよりよかったというふうなコメントも見られました。

そこで、実際の調査の回収ですとか、あるいは調査票作成などに当たって、何か不都合があったかどうかですとか、あるいは回収率以外にもこの業者が委託をして業務を行うことで、例えばデータ上のデータの記入漏れですとか、あるいは回答分布の問題ですとか、そういったふうなことで問題がなかったかどうかといったふうなことに関して御意見を聞かせてください。お願いいたします。

○横田企画官 ありがとうございます。横田でございます。

御指摘の点なのですけれども、まさにデータを集めて間違いなくこれを整理するという必要最低限の業務はきちんとできているというふうに思います。

他方で、例えば私どもが、まさにその統計を使って、幹部に説明したりとかいろんな資料を作ったりとかするとき、サーベイリサーチセンターからデータを頂くわけですけれども、それも、我々が資料の提出をお願いすれば、それは迅速にいただけるのですけれども、むしろ、向こうから、そういうことを説明しようとするのだったら、もっとこういうデータを使ったほうが良いですとかということが、もうひとつコミュニケーションがうまくとれない部分が少しあったということは言えると思います。

○三輪専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 川澤委員、御発言ください。

○川澤専門委員 説明ありがとうございます。資料3の12ページの冒頭のところで、

実施経費が削減率53.6%という御説明あったかと思えます。複数年に移行したということもあるとは思いますが、大幅な削減ですので、削減の要因と伺いますか、その辺りについて、もう少し補足、記載があってもいいのかなと思ったのですが、その辺りというのはいかがでしょうか。

○横田企画官 ありがとうございます、横田でございます。

その要因、幾つかあると思っています。単純に契約を4年間にしたということもあるかもしれませんが、それ以上に、サーベイリサーチセンターは、そういった世論調査ですとかマーケティングリサーチを専門とする組織でございます。そのため、非常にノウハウがあったということは言えると思います。

他方で、元々やっていた一般財団法人ですけれども、ここは実は石油関係の研究開発を主にやっている組織でございます。その一般財団法人にも、その統計担当の方はいらっしゃるのですが、いろんな統計調査をやってきた経験を有する新しい事業者、サーベイリサーチセンターの方は、その辺の効率性があったと思っています。

あと、これは良い、悪いはあるのかもしれませんが、サーベイリサーチセンターは、若い方や、契約スタッフの方もいらっしゃるって、人件費が低く抑えられたということもあったということかなというふうに、我々のほうでは分析しております。

以上です。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。その意味では、人件費の部分と事業費も、かなりシステムですとかスケールの面で効率化が図られて、全体として削減されたということによろしいですか。

もしそうであれば、少し実施経費の部分で、何らか文書でそういった説明があってもいいのかなと思います。つまり、いきなり削減率53.6%って、何が一体削減されたのかというところを厚く説明していただければと思います。初めての者にとっては理解がなかなかできない部分があるので、そこの補足説明があってもいいのかなというふうに思いました。それはコメントです。

追加でもう1点、今後の事業を実施する際の予定価格の作成なのですけれども、ある意味、先ほど御説明があったように、石油ビジネスについてのノウハウがあることを重視するのであれば、逆に一般財団法人のようなエネルギーに見識の深いような会社が受注者であることをよしとするというのもあると思うのですが、一方で効率化という面では、こういう調査会社のほうは効率化が図られて、そうすると、例えば相見積りをとったりとかい

いろいろなやり方はあると思うのですが、どういうふうにされる御予定なのでしょうか。

○横田企画官 ありがとうございます。横田でございます。

実は、今も、サーベイリサーチセンターは、データの分析の部分は別の会社、石油の専門家がいるコンサルタント会社に再委託する形で、外部の知恵を活用しているという実態がございます。ただ、その部分を外部の人材を活用する、組織を活用することが可能であるということを明確にしていくということで、幅広い入札参加者を募りたいというふうに思っております。

もう1つ、今までの反省点として、再委託先と我々が少し遠かったというものがございますので、そのコミュニケーションを良くしていきたいということは、これはサーベイリサーチセンターには、少なくとも今年度は言っていきたいというふうに思っております。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。

○尾花主査 浅羽委員、御発言ください。

○浅羽副主査 浅羽と申します。御説明ありがとうございます。

私から、2点教えていただきたいことがございます。

1点目は、今の川澤委員の質問と関わるのですが、非常に経費が削減された原因としてサーベイリサーチセンターというところの存在が非常に大きいというふうにお話しされていたのですが、そもそも、このサーベイリサーチセンターがどのようにして入札に至ったのか。それが結局御省の御努力の結果だと思うのですが、どういうふうに御努力をした結果、そうしたところにうまく刺さったのか、これがまず1点。

もう1つは、事実の確認なのですが、御説明いただきました資料3の5ページのところで、平成30年度の石油設備調査の表がございますが、その中の不明等7件というのがあるのですが、これが何を意味するのかを教えていただきたいと思います。

この2点でございます。よろしく申し上げます。

○横田企画官 ありがとうございます、横田でございます。

サーベイリサーチセンターがどうして入札に手を挙げたか、また挙げてくれたかということでございますけれども、私どものほうで、やはり前の一般財団法人だけでは問題が多いという問題意識の下に、いろいろな統計部門、経済産業省の中にありますし、調査を外部委託しているところもありますので、そういった人づてに情報をいただいて、個別に営業というか、関心はないですかというようなお声がけをさせていただいたということでございます。

これは業界団体にも御相談をして、リサーチ団体とか、そういったところとも相談をして、業者を積極的にこちらから探したということがございます。それが大きかったのではないかとということです。

不明等というところについては、課長補佐から。

○北原課長補佐 不明等ですけれども、こちらで名簿を最初に作成いたしまして、そこに郵送したところ戻って来たり、調査対象ではなかったというところがありまして、それが不明等7件ということでございます。

ですので、名簿の整理がきちんとしていなかったといえそうなのですけれども、そこは、今後、気をつけてやっていきたいと思っておりますが、不明等というのは、そういうことでございます。

○尾花主査 本件は、極めて良好な結果となった、すばらしい調達なのではないかと従前より、委員より話していた次第でした。

○横田企画官 ありがとうございます。

○尾花主査 利益を配当する必要のない一般財団法人から、利益を生み出さなきゃいけない営利企業が落札して、かつこれだけ低い価格で調達できて、ほかの委員も質問をさせていただいたところによると、結果も、そう悪くはないというか、よかったということで、成功事例なのではないかと私どもは思った次第でした。

○尾花主査 生島委員、御発言ください。

○生島専門委員 ほとんど同じなのですが、関連して、今主査がおっしゃっていらしたように、非常にすばらしい案件だなと思えました。特に浅羽先生と関連するのですが、私も民間参入促進のところで、このように一般財団法人から一般企業に新規参入されたのはどうしてなのだろうと思ひまして、個別掘り出しアプローチをされたということなのですが、何社ぐらいに実際に個別にアプローチされたのか、教えていただきたいなということと、これは非常にいい事例なので、ぜひベストプラクティスとして、そうした、どうやって新規参入を促したかという御省の御努力を、ぜひレポート、レポート展開というのですか、表明されていかれたらよろしいのかなと思ひまして、何社ぐらいに個別にアプローチされたのか、最後に教えていただきたいと思ひ御質問させていただきました。

○北原課長補佐 北原から答えさせていただきます。

先ほど、横田のほうから、個別に企業にアプローチしてというところはありませんでしたが、例えば経済産業省の中の別の統計をやっているところで、リサーチ・調査会社を使ってい

るところがあり、そういうところを紹介してもらった後に、リサーチ団体が会議を行うところに、私どものほうから時間をとっていただいて、こういう入札がありますということを紹介をさせていただきました。そのとき10社までいたか、正確な数字は分からないのですが、団体の会議なので、かなりのところが集まっていたいて、そこで御説明をして、質問があったところ、また、興味を示していただいたところに個別に御説明しました。その中にサーベイリサーチセンターも入っていたというところでございます。

以上です。

○生島専門委員 ありがとうございます。この今御回答いただいた件というのは、何か活字にしてというか、こういう形で御省から出向いて業界団体のところでお時間を取って説明をされたというような事実を横で共有していくということではできるのでしょうか。ぜひ、すばらしいなと思いましたので。

○北原課長補佐 説明に出向き行いましたということ、報告に出すのは構わないところでございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

(経済産業省③退室)

(厚生労働省入室)

○尾花主査 続きまして、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の実施状況及び事業の評価案について審議を行います。

最初に、実施状況について、厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室、小西室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○小西室長 社会統計室長、小西と申します。

資料4に基づきまして、平成30年度、令和元年度の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の実施状況報告案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ、事業概要でございますけれども、こちら、両調査の一部の業務

を委託しております。具体的に申し上げますと、調査対象施設・事業所名簿の作成、調査票等の作成・印刷及び封入・発送、問合せ・苦情対応、調査票の受付、審査、疑義照会、督促、データ入力、電子調査票の開発・保守に係る業務を委託しております。

契約期間は、平成30年の4月2日から令和3年3月31日までの3年間でございまして、委託事業者はインテージリサーチ、なお入札参加は2者ございました。

契約金額は、こちらの契約期間、3年間で9億1,482万6,000円ということになっております。

2番目の評価のほうに移らせていただきます。こちら、事業の質に関する評価ということで、3点、スケジュールの遵守、回収率、そして民間事業者からの改善提案による改善実施事項という3点から評価をしております。

まず、1のスケジュールの遵守でございましてけれども、受託事業者と厚生労働省で、年度の事業開始時に調整をしながら作業方針を策定しまして、スケジュールに沿って業務を実施しております。

令和元年度におきましては、上回らなければならない回収率を達成するための改善なども行っておりますが、年間作業スケジュールには影響を及ぼすことなく確実に業務を実施しております。

2ページの上に参考ということで、元年度の年間作業スケジュールを表で記載してございますが、こちらのほうに従ってスケジュールどおりに作業を進めていただくことができました。

評価といたしましては、30年度、元年度とも策定した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施したというふうに評価をできるということでございます。

2ページの、上回らなければならない回収率のところでございます。統計の精度を保つ上で、回収率は非常に重要になってまいりますので、こちら、委託の際に、回収率を設定しております。具体的には、3ページの表1になりますけれども、こちらのほうに上回らなければならない回収率を、調査票種ごとに設定をして記載しております。

結果といたしましては、平成30年度、令和元年度とも、いずれも設定いたしました上回らなければならない回収率を、全ての調査票種におきまして上回ることでございまして、

回収率を担保する上で、具体的には督促などに力を入れてございまして、資料の2ページ一番下でございますが、受託事業者から、調査票が未提出の施設・事業所への督促とい

うことで、1回目の調査票提出期限前及び2回目の調査提出期限前に、それぞれ督促ハガキを送付しております。

また、実際に督促をする段階においての工夫ということで、1回目の調査票提出期限後は、調査票未提出の施設・事業所に対して電話督促を行い、電話督促についても、後ほど民間提案ということで御説明しますが、回収状況を常に注視しながら回収率の改善を行って、回収率の向上につなげていっております。

また、4ページになりますが、一部の調査票においては、オンライン調査を実施しております。その回収率について、下の表に記載してございますが、導入している調査票、いずれについても、平成30年度から元年にかけてオンライン回収率は向上をしているところであります。

以上を踏まえまして、評価としましては、30年度、元年度とも督促を効率的、効果的に実施した結果、全ての調査票で上回らなければならない回収率を上回っているということが評価できると考えております。

3番目が、民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。先ほど申し上げましたとおり、この上回らなければならない回収率を達成するということで、民間事業者から改善提案を頂きまして、以下のような対応を行っております。

1つ目は、令和元年度は、3年に1度調査しております利用者票が実施されるので、例年よりも回収率達成というのに厳しい状況が見込まれましたので、督促の件数を増やしますとともに、督促の期間についても令和2年1月まで延長をしております。

また、未回収客体への督促に当たっては、客体の特性に合った時間帯に架電をしております。

また、督促に当たっては、回収が確実に見込める客体を中心に実施をしました。

また、令和元年10月には、台風19号が発生をいたしまして、10月の客体に対して、通常とは別にお見舞い文の入った挨拶状を作成・発送するなどの手厚い対応を行っております。

また、この台風19号、災害救助法がかなり広範囲の市町村に適用されておりましたため、どちらの事業所がこの災害救助法適用になっているかということがすぐに分かるように、事業者が構築した「PC支援システム」の問合せ応答管理画面で災害救助法が適用されているという旨を表示して、問合せの際に丁寧に対応できるようにという運用をさせていただいております。

5 ページにまいります。実施経費についての評価ということでございます。実施経費につきましては、実際、こちらの調査では、対象施設・事業所数の伸びが大きく、また調査内容自体も、制度が複雑化しておりますこと、あるいはオンライン調査票の開発・保守経費などが発生しているため、単純に市場化テスト開始前の実施経費とは比較できません。これを踏まえまして、平成18年度、19年度にかかっていなかった経費、具体的に言いますとオンライン調査票の開発・保守経費、あるいは回収調査票の画像化などに係る経費を控除し、また人件費の上昇につきまして、毎月勤労統計調査の増加率を用いて割り戻して、1 調査対象施設・事業所当たりの経費を算出しましたところ、平成30年度、令和元年度が457円ということで、市場化前に比べまして5円のマイナスということで、実質的に経費削減が図られていると考えられます。

以上を踏まえまして、評価委員会等からの評価を4に記載してございますが、達成すべき目標（回収率）に関して、全ての調査票が目標を上回っていることは評価できる。特に台風19号被災地について適切な対応を行った努力は高く評価できる。また、2種類という限られた調査票ではあるが、オンライン回答率が上昇しており、オンライン回答に関する更なる啓発・普及を期待したい。

以上のとおり、今回の実施状況を踏まえて、終了プロセスに移行することを妥当であると評価するというところでございました。

以上を踏まえて、評価のまとめでございますが、評価の総括といたしましては、本事業の実施に当たり確保される達成目標として設定された質（スケジュール及び回収率）について、平成30年度、令和元年度とも全て目標を達成していると評価できる。また、民間事業者の改善提案により、調査対象客体の特性に合った時間帯の督促等がされており、こういったところに民間事業者のノウハウ等の発揮がなされており、これが業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

また、実施経費につきましても、増加要因等の分析を反映すると減少となっていて、経費削減の点でも一定の効果があつたものと評価できる。

なお、本事業の実施期間中に委託事業者への業務改善指示等の措置はございませんし、法令違反等もありませんでした。

以上を踏まえまして、今後の方針といたしましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていると考えられるため、官民競争入札等監理委員会の審議を経まして、今期、現在実施中の事業をもって、市場化テス

トについては終了したいという方針を考えております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 事務局より説明いたします。

資料D-1に従いまして説明させていただきます。

まず、事業の概要等でございますが、こちらに関しては、先ほど厚生労働省より詳細に説明がございましたので割愛させていただきます。

2ページ目、Ⅱ評価についてでございます。まず、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

具体的な内容でございます。3ページ以下でございます。

まず、対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。

確保されるべき質の達成状況については、スケジュールの遵守及び回収率、いずれも達成しているというところでございます。

また、民間事業者からの改善提案も複数ございまして、改善提案による公共サービスの向上が図られているところでございます。

続きまして、4ページ、実施経費に移らせていただきます。詳細については、先ほど厚生労働省から説明がございましたが、1調査対象当たり5円、パーセンテージにして1.1%の減となっており、実質的に経費削減が図られたものと評価できます。

(4)選定の際の課題に対する改善状況なのですけれども、本事業は統計の正確性・信頼性の確保等を前提に民間委託を一層推進するとの観点から選定されております。先ほど申したとおり、公共サービスの質も維持、向上されており、経費削減効果が図られていることから、課題への対応はなされたものと思慮しております。

最後、評価のまとめでございます。

まず、確保されるべき達成目標として設定された質については、平成30年度、平成31年度、いずれも全て目標を達成しております。また、民間事業者からの改善提案等もあり、公共サービスの質が向上しているものと評価できます。

実施経費についても、1調査対象施設事業所当たり5円、1.1%減少しており、一定の効果があつたものと評価できます。

なお、実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反もございません。

また、今後も厚生労働省に設置している外部有識者で構成される評価委員会において事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に、今後の方針、5ページでございます。本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テスト終了後についても、これまでチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。生島委員、御発言ください。

○生島専門委員 御質問させていただきます。

経費削減の部分で、過去になかったオンライン調査票の開発・保守料等がかかっているということなのですが、こちらは、今回からかかったということによろしいでしょうか。平成30年度、昨年度から新しく始めた。

実施経費についての評価の中で、過去になかったオンライン調査票、開発・保守経費のほうが新たにかかったのかということだったんですが、これは今回の30年度のときからかかったんですか。

○小西室長 平成30年度からではなくて、平成28年度から、前回の事業から発生している経費でございます。

○生島専門委員 なるほど。こちらなのですが、このシステムの開発をしたのが、この受託事業者で、このシステム自体は受託事業者の資産ということになるのでしょうか。事業者の個人所有というか。

○小西室長 受託事業者のほうの資産に、そのシステム自体が受託事業者の資産になるのかということによろしいですか。

○生島専門委員 はい、そういう質問です。

○小西室長 ちょっと正確なお答えになっているかどうか分からないのですが、オンラ

イン調査票自体は、政府共同システムで使える電子調査票のことを指しておりますので、これ自体は、開発した後は厚生労働省のものということになります。

○生島専門委員 その画像化システムの開発とか、その辺りも、基本的に開発されたシステムは、全て受託者側ではなくて御省側の資産というふうになると理解してよろしいでしょうか。

○小西室長 そうですね、はい。

○生島専門委員 でしたら、大丈夫だと思うのですがけれども、いろいろな事例を見ていて、どうしてもシステムは委託者側の資産であると、なかなか次の事業者に切り替えるのに大変なので、そこがどうなのかなと思って御質問させていただきました。どうもありがとうございました。

ちなみに、資産が委託者側にいかないように、御省側になるというのは、実際に何かそのような契約をして、最初から、システムを開発するけれども、委託者側の資産じゃないよというのを事前に契約書ではっきりさせてスタートされたということなののでしょうか。

○小西室長 そうですね。契約のときに、本事業で受託したものは、基本、こちらに全て納品物で頂くという形にしておりますので、契約のそういったところを担保しているという形になります。

○生島専門委員 分かりました、ありがとうございます。

以上です。

○尾花主査 終了という結果で、私のほう、異存はないのですが、資料D-3を拝見いたしますと、本事業に対する関心が年を追うごとに低くなってきており、当初、平成21年度は15者説明会に参加してくれたところ、平成30年度は3者に減っていて、民間参入促進の手段として、前回説明会参加者への入札公告の連絡ということで続けていると、次は3者にしかしないという結果になってしまうかと思うので、広く広報、周知をしていた方向が終了にあたりよいのではないかと考えております。

○小西室長 承知しました。

○尾花主査 ちょっとさらに、資料4を拝見して、まとめのところでは、競争性についてのコメントが何もないのですが、今回は、とにかく2者の応札があったから競争性については問題ないと判断されたというふうに理解してもいいですか。

○小西室長 当方としては、そのように考えております。

○尾花主査 分かりました。では、さらに予定価格超過の1者というのは、どの程度かと

というのは、差し支えない範囲で知らせていただいてもいいですか。

○小西室長 今、手元に具体的な数字を持ち合わせておりませんの。

○尾花主査 分かりました。それでは結構でございます。

では、競争性については引き続き周知公告に努めていただいて、平成21年からインテ  
ーグリサーチがずっと落札しているという現状から見て、御努力を継続していただければ  
なと思います。

○小西室長 承知いたしました。

○尾花主査 それでは、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の事業の  
評価案等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべき事  
項はありますか。

○事務局 いえ、特にございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する  
方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

○尾花主査 それでは、「能力開発基本調査業務」の実施要項の変更(案)審議を行います。

事務局より御説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局より、「能力開発基本調査業務」の実施要項の変更について御  
説明いたします。

資料5を御覧いただけますでしょうか。こちら、能力開発基本調査業務につきまして、  
まず1.の事業の概要でございますけれども、そもそもこの調査につきましては、企業や労  
働者の能力開発、O f f J Tや研修、自己啓発活動の状況を調査するため、厚生労働省が  
毎年行っている調査でございます。市場化テストの対象となっているのは、調査の実施  
や集計に係る業務でございます。

こちら、2.を御覧いただければと思います。実施要項につきましては、昨年の10月に、  
こちらの小委員会で御審議いただきまして、翌11月の本委員会で議了されたところでご  
ざいます。

その後、厚生労働省が当該業務の入札に当たりまして入札説明会を開催したところ、2  
者の事業者が出席したところでございます。しかしながら、その後、入札に当たって入札  
者は現れなかったというところでございます。

今回、再度公告を行うに当たり、実施要項の変更を行うということでございますので、本日、小委員会にお諮りするものでございます。

実施要項の変更点につきましては、3.を御覧いただければと思います。こちら、主な点といたしましては、入札参加資格、具体的に言えば参加の等級を緩和したというところがございます。緩和したことによる事業の質の確保に当たっては、本事業につきましては、総合評価落札方式を採用していることから、技術審査を的確に実施することで、質については担保されるというふうに考えているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項の変更案について御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○中川副主査 よろしいですか、中川です。

○尾花主査 はい、中川委員、御発言ください。

○中川副主査 説明会に2者出席したにもかかわらず入札者が現れなかった後に、何かヒアリング等は行われましたでしょうか。

○事務局 事務局よりお答えいたします。

今回、説明会に参加した事業者への聞き取りは行っていませんけれども、厚生労働省としては、今回、入札に現れなかった理由としては、入札参加資格をA等級に限定したということが考えられるのではないかと分析を行っているところでございます。

○中川副主査 もともとA等級ではなかったのをA等級に限定してしまったということですか。

○事務局 はい、さようです。

○中川副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本実施要項の変更案につきましては、本日をもって審議は終了したものとします。ありがとうございました。

— 了 —